

かわさきTEKTEK協賛要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かわさきTEKTEKの趣旨に賛同する法人、その他団体（以下「企業等」という。）及び個人が、かわさきTEKTEKに協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛の定義)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等又は個人が、かわさきTEKTEKに対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

企業等が、かわさきTEKTEKの実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供すること。

(2) 物品等協賛

企業等が、かわさきTEKTEKの利用者に応援特典として配布する物品・優待券等（以下「協賛品等」という。）又は体験型の応援特典に関する役務（以下「協賛役務」という。）を提供すること。

(3) 広報宣伝協賛

企業等が、自ら所有等する広報媒体、有料広告物等により、かわさきTEKTEKの広報宣伝（以下「協賛広報」という。）を行うこと。

(4) 協力・支援

個人が、協賛金を提供すること。

(5) その他協賛

第1号から第4号に記載するもの以外の協賛

(協賛の基準等)

第3条 協賛品等の内容や、協賛することができない業種又は業者等については、「川崎市広告掲載要綱第5条第2項の規定に基づく川崎市広告掲載基準」及び「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（厚生労働省）」に準ずるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛することができないものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。

(2) 役員等（協賛を申し出た者が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、協賛を申し出た者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、若しくはその他「川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）」第2条各号に該当する団体である

と認められるとき。

(3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

(8) かわさきTEKTEKの趣旨に反し、又はかわさきTEKTEKの事業の品位を損ない、あるいは正しい理解を妨げるおそれがあるとき。

(9) その他市長が不相当と判断するとき。

(協賛の内容等)

第4条 第2条第2号に規定する協賛役務の具体的内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課（以下「事務局」という。）が協議して決定するものとする。

2 第2条第3号に規定する協賛広報の具体的な内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と事務局が協議して決定するものとする。なお、協賛広報には、企業等の名称を表示することができるものとする。

3 第2条各号に規定する協賛を行った企業等又は個人は第15条による特典が付与されるものとする。

(協賛期間)

第5条 協賛の受付期間は毎年4月1日から翌年3月末日までとし、4月1日から10月1日までに第9条の決定がされた場合の協賛期間は同年10月1日から翌年9月末日までとする。10月2日以降、翌年3月末日までに決定された場合の協賛期間は決定日から9月末日までとする。

(申込方法等)

第6条 協賛を希望する企業等又は個人は、あらかじめ、かわさきTEKTEK協賛申込書（第1号様式）を川崎市長宛て提出する。

(審査機関)

第7条 協賛企業等の決定について審査することを目的として、健康福祉局内にかわさきTEKTEK協賛企業等選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 健康福祉局長

(2) 健康福祉局総務部長

- (3) 健康福祉局保健医療政策部長
- (4) 地域包括ケア推進室長
- (5) 健康福祉局総務部庶務課長
- (6) 健康福祉局総務部企画課長
- (7) 健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課長

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、健康福祉局長とし、委員会の副委員長は健康福祉局総務部長とする。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課において処理する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会に諮ることができない場合は、持ち回りにより可否を決定することができる。

（決定通知）

第9条 第7条の委員会により協賛の可否を決定したときは、かわさきTEKTEK協賛決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、申し込みした企業等に通知する。

（申込内容の変更等）

第10条 企業等が申込内容の変更や、協賛の取下げ等をするときは、速やかにかわさきTEKTEK協賛（変更・取下げ）申込書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申込みに対して、その可否を決定したときは、かわさきTEKTEK協賛（変更・取下げ）決定通知書（第4号様式）により企業等に通知するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、第9条による決定後、社会通念上協賛が適当ではないと認められる事例が生じた場合には、その決定を取り消すことができる。

2 前項の取消しにより、企業等が損害を受けた場合においても、市はその賠償の責めを負わない。

（協賛金の受領）

第12条 第2条第1号に規定する資金協賛を行う企業等又は同条第4号に規定する協力・支援を行う個人は、第9条による通知を受領した後、事務局が指定する方法により、協賛金を納入するものとする。

(協賛品等の受領又は協賛役務の実施)

第13条 第2条第2号に規定する物品等協賛を行う企業等は、第9条による通知を受領した後、事務局が指定する方法により、協賛品等の納入又は協賛役務を実施するものとする。

(協賛広報の受領等)

第14条 第2条第3号に規定する広報宣伝協賛を行う企業等は、第9条による通知を受領した後、事務局が指定する方法により、協賛広報の実施報告書等を成果品として納入するものとする。

(協賛特典)

第15条 事務局は、第9条の規定により協賛申込を決定した企業等について、協賛金の額又は協賛金以外の協賛方法による場合は、協賛するために要した費用相当額(金銭換算相当額)に応じて、別表に定める特典を付与することとし、決定通知書により企業等に協賛種別を通知するものとする。

2 事務局は、前項に規定する協賛の特典の外に、必要に応じて、別の特典を追加できるものとする。

(協賛金の使途)

第16条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

(1) 寄附ポイントに応じて小学校等へ交付する寄附金

(2) その他かわさきTEKTEKに付随する経費で必要と認められるもの

(苦情処理)

第17条 企業等は第2条第1項第2号、第3号及び第5号に定める協賛に関する苦情等について、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。既に協賛決定している案件についてはなお従前の例による。

別表

種別	金額	特典
ダイヤモンドスポンサー	20 万円以上	・本市HPへの企業名等の掲載 ・事業チラシへの企業名等の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載(6週間)
プラチナスポンサー	15 万円以上 20 万円未満	・本市HPへの企業名等の掲載 ・事業チラシへの企業名等の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載(5週間)
ゴールドスポンサー	10 万円以上 15 万円未満	・本市HPへの企業名等の掲載 ・事業チラシへの企業名等の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載(4週間)
シルバースポンサー	5 万円以上 10 万円未満	・本市HPへの企業名等の掲載 ・事業チラシへの企業名等の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載(3週間)
ブロンズスポンサー	5 千円以上 5 万円未満	・本市HPへの企業名等の掲載 ・事業チラシへの企業名等の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載(2週間)

- ※1 協賛広報については、価格があきらかにされていないものはブロンズスポンサーとする。
- ※2 複数協賛の場合は、合計金額に応じて協賛ランクを決定する。
- ※3 個人の協力・支援の場合は、本市HPへの氏名の掲載のみとする。
- ※4 協賛の申し込み時期や審査によっては、協賛特典の提供が一部できない場合がある。
- ※5 アプリバナー広告の内容については、かわさきTEKTEK広告取扱要領による。
- ※6 株式会社川崎フロンターレと株式会社DeNA川崎ブレイブサンダースはスペシャルパートナーとし、協賛特典はダイヤモンドスポンサーに準ずるものとする。

(第 1 号様式)

かわさきTEKTEK協賛等申込書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(申込者) 住 所

団 体 名

代表者職氏名

かわさきTEKTEK協賛要綱の内容を了承のうえ、次のとおり協賛を申し込みます。
また、同要綱第3条各号に該当していないことを確認しました。
なお、アプリのバナーの内容については、川崎市広告掲載要綱及び同基準並びにかわさきTEKTEK
K広告取扱要領及び川崎市ホームページバナー広告表現ガイドライン等、関係法令を遵守します。

協賛の内容	
概要	
金額	
市ホームページ等の掲載名	
アプリバナー掲載希望内容	
その他協力	
備考	
連絡先担当者	

- ※ 1 必要に応じて内容を確認できる書類を添付してください。
- ※ 2 協賛広報については、価格があきらかにされていないものはブロンズスポンサーとします。
- ※ 3 複数協賛の場合は、合計金額に応じて協賛ランクを決定します。
- ※ 4 個人の協力・支援の場合は、本市ホームページへの氏名の掲載のみとします。
- ※ 5 協賛の申し込み時期や審査によっては、協賛特典の提供が一部できない場合があります。

川 第 号
年 月 日

かわさきTEKTEK協賛決定通知書

様

川崎市長

年 月 日付けでお申し込みいただきましたかわさきTEKTEKへの協賛について、次のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

1 協賛の可否

☐ 協賛申込を承認します。

☐ 協賛申込は承認いたしません。

(承認しない理由:)

2 協賛種別

スポンサー

3 条件等

- (1) 承認後、申込内容に変更等が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 承認後、協賛基準等に適合しない事実が判明したときや、申込内容に虚偽が認められるとき又は市長が取消を必要と認めたとき等は、その承認を取り消すことがある。
- (3) 上記の場合において、企業等が損害を受けても市は一切賠償の責めは負わない。
- (4) 協賛に関する苦情等については、企業等が自らの責任において速やかに解決すること。
- (5) 事務局が指定する方法により、協賛金若しくは協賛品等の納入又は協賛役務、広報宣伝協賛若しくはその他協賛を実施するものとする。
- (6) アプリバナー広告の内容については、かわさき **TEKTEK** 広告取扱要領による。

4 備考

川崎市健康福祉局
電話番号

(第 3 号様式)

かわさきTEKTEK協賛（変更・取下げ）申込書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(申込者) 住 所

団 体 名

代表者職氏名

次のとおり、既承認事業等について、変更・取下げ承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

すでに受けた承認の 番号及び年月日	川 第 号 年 月 日
変更・取下げ 内容	
変更・取下げ 理由	
その他必要な事項	

※必要に応じて変更内容を確認できる書類を添付してください。

(第4号様式)

川 第 号
年 月 日

かわさきTEKTEK協賛（変更・取下げ）決定通知書

様

川崎市長

年 月 日付けでお申込みいただきましたかわさきTEKTEK協賛の変更・取下げについて、次のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

1 変更・取下げの可否

☐ 変更・取下げを承認します。

☐ 変更・取下げは承認いたしません。

(承認しない理由:)

2 条件等

3 備考

川崎市健康福祉局
電話番号